第３回　定例農業委員会総会議事録（第 26 期）

１　日　時　　令和８年９月 25 日（金）８時 56 分～９時 28 分

２　場　所　　阿久根市役所大会議室

３　出席委員（11 名出席）

①石原　岩雄　　②久保　秀幸　　③白濵　和利　　④園田　勇一
⑤牛堀　佐喜子　⑦中野　和徳　　⑧矢櫃　学　　⑨樫八重　玲子
⑩尻無濱　俊幸　⑪石原　勇一郎　⑫田嶋　輝男

出席農地利用最適化推進委員（７名出席）

○野﨑　正信　　○馬場　弥生　　○小田　新一　　○牧内　健志
○山口　幸春　　○若松　茂樹　　○白肌　正

４　欠席委員

⑥髙原　熊夫

５　議事日程

諮問第 11 号　農用地利用計画の変更に係る意見について
諮問第 12 号　脇本北部地区地域計画の変更に係る意見について
報告第５号　農地の転用事実に関する照会の報告について
議案第 38 号　非農地判断について
議案第 39 号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第 40 号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第 41 号　農用地利用集積等促進計画（案）について

６　農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局	事務局長	下脇　一博
	管理係長	平瀬　修治
	主　　査	岩﨑　展幸
	主　　査	藤山　泰彦
	農地中間管理機構事業推進業務員	梶尾　末義
	農地中間管理機構事業推進業務員	山元　正彦
	農地中間管理機構事業事務業務員	橋口　茜
○農政林務課	主　　事	奥　　裕太

議長　（田嶋　輝男）

ただいま、事務局から報告がありましたように現在の出席委員は11名であります。

農業委員会等に関する法律第27条第３項の規定に基づき、総会が成立していることを御報告いたします。

それでは、ただいまから第３回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長　（田嶋　輝男）

日程第１、議事録署名委員の指名でありますが、議長において、５番　牛堀　佐喜子　委員、７番　中野　和徳　委員を指名いたします。

議長　（田嶋　輝男）

日程第２、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日１日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

委員　　～異議なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

御異議なしと認めます。

よって、第３回定例農業委員会総会は、本日の１日と決定いたします。

なお、議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおり作成しましたので、御了承願います。

議長　（田嶋　輝男）

日程第３、諸報告でありますが、９月１日に阿久根市役所で開催されました家族経営協定調印式に私が出席いたしました。

なお、今回は「〇〇家」が家族経営協定を締結されました。

次に、９月４日に鹿児島市で開催されました農業会議第１回臨時会総会には、事務局職員が代理出席しました。

次に、９月17日に風テラスあくねで開催されました令和８年度地域別最適化推進会議に多くの農業委員及び推進委員の方が参加いたしました。

次に、９月24日に農村改善センターで開催されました農村改善センター運営協議会に私が参加いたしました。

以上で報告を終わります。

議長　（田嶋　輝男）

日程第４、諮問第11号　農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課　（奥　裕太）

おはようございます。

諮問第11号につきましては、農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見についてとなります。

農業振興地域の整備に関する法律第８条の規定に基づいて定められた農業振興地域整備計画を変更する場合、同法施行規則第３条の２の第２項の規定により、農業委員会の意見を聴くことになっていますので諮問いたします。

御審議いただきます案件は、農用地区域への除外１件と編入が１件の計２件になります。

本件につきましては、去る９月３日に農業委員会会長、第１分科会会長及び第２分科会会長による現地調査を実施していただきました。

それでは、内容について御説明いたします。

資料１ページを御覧ください。

申出者は「○○　○○」さんで、申請地は「○○」さんの所有地である脇本○○番の１筆となります。

申請地の面積は 517 ㎡、○○地区の北部に位置し、申請地の西側と南側は農用地区域に囲まれております。

申請理由は、一般住宅の建築するために農用地区域から除外するものです。

周辺の農用地につきまして、北側の農地には竹が走ってきており、農地としての活用は見込めず、現状は山林原野化しています。

また、申請地は傾斜があり、不整形であることや周辺農地に比べ一段低く、北側からの排水が流れていることから、今後農地としての利用は難しいと判断しました。

周辺農地の利用について、農作業の効率化や土地利用に支障を及ぼす恐れはなく、被害防除計画及び確約書も提出された計画となっているため、他に影響を及ぼす可能性は低く、除外やむなしとの意見であります。

次に、資料の18ページを御覧ください。

申請者は「○○　○○」さんで、申請地は「○○　○○さんと○○さん」の所有地で、脇本○○番、外７筆の計８筆を今回農用地区域に編入するものです。

申請者は、今年度に入り新たに認定新規就農者となり、その土地で果樹等を新植するために、農地バンクによる農地売買等事業を活用し、所有権移転を行うものになります。

農地売買等事業につきましては、事業要件として農用地区域内の農地であることと定められていることから、今回、新たに11,827㎡を編入するものです。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長　（田嶋　輝男）

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり変更することに御異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

御異議なしと認めます。

よって、諮問第 11 号については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長　（田嶋　輝男）

日程第５、諮問第 12 号　脇本北部地区地域計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課　（奥　裕太）

諮問第 12 号につきましては、脇本北部地区地域計画の変更に係る意見になります。

農業経営基盤強化促進法第 19 条の第６項の規定により「市町村は、地域計画を変更するとき、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴くこと」となっておりますので諮問いたします。

御審議いただきます案件は、地域計画からの除外が１件になります。

それでは、内容について御説明いたします。

資料１ページを御覧ください。

申出者は「○○　○○」さんで、申請地は「○○」さんの所有地である脇本○○番の１筆となります。

先ほど、審議していただきました農用地区域から除外する土地と同じ箇所となります。

申請地は、脇本北部地区地域計画の目標地図にも位置付けがされておりましたので、こちらも併せて除外するものになります。

目標地図につきましては、将来の耕作者がどの農地を作っていくか示した地図となりますが、申請地は、将来の耕作者が位置付けされておらず、現在検討地となっており、今回、一般住宅を建築する計画があることから、目標地図（地域計画）から省くものになります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長　（田嶋　輝男）

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

御異議なしと認めます。

よって、諮問第 12 号については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長　（田嶋　輝男）

日程第６、報告第５号　農地の転用事実に関する照会の報告についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　（藤山　泰彦）

報告第５号　農地の転用事実に関する照会の報告について説明いたします。

総会資料は４ページ、地図につきましては別添資料の１ページを御覧ください。

鹿児島地方法務局出水出張所登記官からの照会が１件ありましたので報告します。

これは、登記地目が農地である土地に農地以外の地目への地目変更登記申請があったとき、登記官から転用許可の有無、農地の現況、農地転用に関する事実について照会があるものであります。

この法務局からの照会があった場合は、２週間以内に回答するようになっています。

それでは、報告第５号について御報告します。

本件は、令和８年８月 14 日付け日記第 137 号で、鹿児島地方法務局出水出張所登記官から農地の転用事実に関する照会があったものであります。

申請人は、鹿児島市に居住しています「○○　○○」さんです。

対象地は、脇本○○番、地目は畑、面積は 979 ㎡です。

現地確認につきましては、令和８年８月 18 日、４番委員と事務局２名で行いました。

本件土地には、クヌギが植林されており、農地以外の現況であったことを確認し、その旨、法務局に回答しております。

以上で報告を終わります。

議長　（田嶋　輝男）

事務局の説明が終わりました。

本件については、鹿児島地方法務局出水出張所登記官に対し、只今、事務局から説明のありましたとおり回答したことを報告します。

議長　（田嶋　輝男）

日程第７、議案第 38 号　非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　（藤山　泰彦）

議案第 38 号　非農地判断について説明いたします。

初めに、今月の非農地証明願から説明いたします。

議案書は７ページになります。

今月の申請件数は１件であり、農用地区域外の畑１筆 815 ㎡になります。

整理番号１の申請地については、敷地は４段に分かれており、道路側の３段は管理がなされているが狭小地であり、低生産地であると考えられ、農地として利用する利益性も乏しいと考えられます。残る１段は草木が繁茂しており、敷地全体として非農地と判断される事を確認しました。

以上の確認については、令和８年９月９日に担当の農業委員２名と事務局で行いました。

次に、農地パトロールにより再生利用が困難と判定した農地について御説明します。

議案書は８ページから 14 ページになります。

今月、再生利用が困難と判定した農地は、農用地区域内の田が 29 筆の 14,370 ㎡、畑が 46 筆の 39,006 ㎡で合計が 75 筆の 53,376 ㎡、農用地区域外の田が 77 筆の 56,292 ㎡、畑が 87 筆の 53,622 ㎡で合計が 164 筆の 109,914 ㎡、再生利用が困難と判定した農地全体の合計は 239 筆の 163,290 ㎡になります。

確認につきましては、令和８年９月９日に農業委員３名と事務局で行いました。

いずれも雑木、灌木等が繁茂しており、山林、原野状態であることを確認し、農地として再生利用が困難であると判定したことから非農地と判断しました。

今月の非農地証明願と再生利用が困難と判定した農地の合計は 240 筆の 164,105 ㎡になります

なお、農用地区域内の農地につきましては、農地からは外れますが、農用地区域内までは外れませんので、建物を建てる場合などは除外申請が必要になります。

以上で説明を終わります。

議長　（田嶋　輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、非農地と判断することに御異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 38 号については、原案のとおり非農地と判断することに決定いたします。

議長　（田嶋　輝男）

日程第８、議案第 39 号　農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　（藤山　泰彦）

それでは、議案第 39 号について説明いたします。

議案書は 16 ページを御覧下さい。

今月の農地法第３条の申請は、贈与による所有権移転が３件であります。

整理番号１について説明します。

地図につきましては、別添資料２ページになります。

申請地は、脇本〇〇番の畑、面積は 1,410 ㎡であります。

譲受人は「〇〇　〇〇」さん、譲渡人は「〇〇　〇〇」さんであります。

今回、譲受人が経営拡大を行うために受贈するものであります。

取得後は、馬鈴薯を耕作する計画であることを確認しました。

続きまして、整理番号２について説明します。

地図につきましては、別添資料の３ページになります。

申請地は、脇本〇〇番、面積は 325 ㎡になります。

譲受人は「〇〇　〇〇」さん、譲渡人は「〇〇　〇〇」さんであります。

今回、譲渡人の希望により贈与するものであります。

取得後は、甘藷を耕作する計画であることを確認しました。

続きまして、整理番号３について説明します。

地図につきましては、別添資料の４ページから５ページになります。

申請地は、脇本〇〇番、他３筆、面積は合計で 6,469 ㎡になります。

譲受人は「○○　○○」さん、譲渡人は「○○　○○」さんであります。
今回、譲渡人の希望により、親から子への贈与をするものであります。
取得後は、果樹を耕作する計画であることを確認しました。
以上で説明を終わります。
御審議のほど、よろしくお願いします。

議長　（田嶋　輝男）
事務局の説明が終わりました。
次に、調査委員の報告を求めます。
２番、「久保　秀幸」委員

委員　（久保　秀幸）
議案第 39 号に係る調査は、９月９日に４番委員と私、並びに事務局担当職員で行いました。
整理番号１から３についての報告ですが、申請人については、農機具の所有状況、就労日数などに問題はなく、営農にも積極的に取り組む計画が確認されました。
したがって、調査結果は許可相当であります。
以上で報告を終わります。

議長　（田嶋　輝男）
調査委員の報告が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。
調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）
御異議なしと認めます。
よって、議案第 39 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長　（田嶋　輝男）
日程第９、議案第 40 号　農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　（藤山　泰彦）

議案第 40 号について説明いたします。

今月の農地法第５条第１項の規定による許可申請は１件であります。

整理番号１の案件を説明いたします。

議案書は 18 ページ、資料は６ページから７ページを御覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、阿久根市役所三笠支所から北北西に約〇〇km の場所に位置しています。

申請地は農用地区域内の農地ですが、先ほど諮問第 11 号で御審議いただいたところです。

今後、県との事前調査、公告、縦覧を経たうえで問題ないと判断された時点で本申請は許可となります。

除外後の申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の内にある農地であることから、第１種農地に該当しますが、不許可の例外規定の中の集落接続施設に該当します。

譲受人は、本市脇本に在住の「〇〇　〇〇」さんです。

譲受人は、現在、借家に住んでいますが、申請地を購入し、一般住宅を建築するため、本件を申請されました。

申請地は整地を行い、一般住宅が建築されます。

申請地の生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流されます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長　（田嶋　輝男）

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

４番、「園田　勇一」委員

委員　（園田　勇一）

議案第 40 号に係る調査結果について報告します。

調査は、９月９日に２番委員及び私、並びに事務局職員で行いました。

整理番号１の案件について報告します。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、周囲を石垣等で囲まれていることから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、調査結果は許可相当であります。

以上で報告を終わります。

議長　（田嶋　輝男）

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 40 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長　（田嶋　輝男）

日程第 10、議案第 41 号　農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。

ただし、２名の委員の議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分を先に審議いたします。

初めに「○○　○○」委員は、退席を願います。

議長　（田嶋　輝男）

事務局の説明を求めます。

事務局　（山元　正彦）

議案第 41 号　農用地利用集積等促進計画（案）について説明させていただきます。

今回の計画（案）は、令和８年 12 月１日貸付開始分の利用権設定 176 件に係るものであり、今後、鹿児島県地域振興公社へ提出しようとするものであります。

このうち、議事参与案件２件について説明させていただきます。

初めに、議案書の 24 ページ、55 番を御覧ください。

借人、貸人ともに「○○　○○」さんで、田１筆を５年間の使用貸借権設定になります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長　（田嶋　輝男）
　事務局の説明が終わりました。
　これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）
　質疑なしと認めます。
　お諮りいたします。
　ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員　　～異議なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）
　御異議なしと認めます。
　よって、本件については、原案のとおり決定いたします。
　「○○　○○」委員の着席を認めます。

議長　（田嶋　輝男）
　次に「○○　○○」委員は、退席を願います。

議長　（田嶋　輝男）
　事務局の説明を求めます。

事務局　（山元　正彦）
　次に、議案書の 29 ページ、131 番を御覧ください。
　借人が「○○　○○」さんで、貸人「○○　○○」さんの田 1 筆を年間、籾 32 ㎏で 10 年間の賃借権設定になります。
　御審議のほど、よろしくお願いします。

議長　（田嶋　輝男）
　事務局の説明が終わりました。
　これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）
　質疑なしと認めます。
　お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）
御異議なしと認めます。
よって、本件については、原案のとおり決定いたします。
「○○　○○」委員の着席を認めます。

議長　（田嶋　輝男）
最後に、議事参与分以外を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局　（山元　正彦）
議案書の 20 ページにお戻りください。
利用権の設定について、総括表で御説明いたします。
今回の農用地利用集積等促進計画は、令和８年 12 月１日貸付開始分の申請であり、農地 176 筆、面積 180,328 ㎡の利用権設定となります。
このうち、設定の期間は、５年間が 175 筆の 180,004 ㎡、10 年間が１筆の 324 ㎡となっております。
また、地目別では、田が 97 筆の 110,187 ㎡、畑が 79 筆の 70,141 ㎡となっております。
利用権を設定する 176 件の内訳につきましては、議案書の 21 ページから 31 ページに記載のとおりであります。
御審議のほど、よろしくお願いします。

議長　（田嶋　輝男）
事務局の説明が終わりました。
これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

御異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

議長　（田嶋　輝男）

以上で提案されました案件は、全部議了いたしました。

次に、委員の皆様から報告などがありましたらお願いします。

委員　～なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

それでは、以上をもちまして、第３回定例農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻　９時 28 分

議事録署名日　令和 ８ 年 10 月 26 日

農業委員会会長　田嶋　輝男

議事録署名人　牛堀　佐喜子

議事録署名人　中野　和徳

書記　下脇　一博